

令和元年6月10日開会

令和元年6月10日閉会

# 令和元年三宅町議会 第2回定例会会議録

三宅町議会

## 令和元年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月10日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第26号～議案第30号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明、 質疑、討論、採決	7
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	14
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
一般質問	18
森内哲也君	18
渡辺哲久君	25
瀬角清司君	33
辰巳光則君	35
池田年夫君	45
松本健君	51
閉会中の継続調査について	56
町長挨拶	56
閉会の宣告	57



三宅町告示第60号

令和元年6月三宅町議会第2回定例会を  
次のとおり招集する

令和元年5月23日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和元年6月10日 月曜日  
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和元年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和元年6月10日月曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月10日月曜日	午前10時00分	定例会開会

令和元年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和元年6月10日月曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	岡 橋 正 識
みやげイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹	住 民 福 祉 部 長	岸 部 聖 司
健康子ども局長心得	植 村 恵 美	ま ち づ くり 推 進 部 長	江 蔵 潔 明
教育委員会事務局長	森 本 典 秀	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也		

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	瀬 角 清 司	4 番 議 員	松 本 健
---------	---------	---------	-------

令和元年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和元年6月10日 月曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 議案第26号 令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算について
- 日程第4 議案第27号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第5 議案第28号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について
- 日程第6 議案第29号 三宅町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第7 議案第30号 財産の取得について
- 日程第8 報告第1号 平成30年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 平成30年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 発議第2号 学童保育クラブ入所に関する請願書
- 日程第12 一般質問について

---

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 定刻になりました。本日令和元年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただきありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを初めとする議案5件、報告2件、同意1件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、令和元年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

去る5月11日に開催をさせていただきました令和元年度第1回タウンミーティングにおきましては、24名のご参加をいただきました。

当日は、昨年度10団体の皆様と実施いたしましたまちづくりトークの総括をさせていただく中、今年度においても多数のお申し込みをいただくようご案内も申し上げます。今年度の主要施策についてプレゼンをさせていただいた後の意見交換会の中では、大型連休中のごみ収集を通常どおり実施したことに対するねぎらいのお言葉も頂戴いたしましたが、課題提起として、生活道路の整備や交通安全、観光用トイレ、特産品などについて質疑応答を行い、ご意見として、「小学生の通学の安全・安心について」「三宅町の特色をもっと大きな視点で考え、転入者の増加につなげるべき」「令和への改元に当たり万葉集と三宅町の関連性をうまく活用する好機ではないか」など、行政として気づきとなるお話も多数頂戴いたしまし

た。

当日のアンケート集計によると、「三宅町のことをもっと知りたい」「行政に自分の意見を伝えたい」というご意見が多く、「大変よかった」「よかった」とお答えいただいた方が9割おられました。

今後もこの取り組みについては、さらに広がり、充実したものとなっていくよう期待し、本当に参加してよかったとっていただけるものにしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提出をいたしております案件は、議案5件、報告2件、同意1件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議を願うわけであります。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、令和元年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、瀬角清司君及び4番議員、松本健君の2名を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定しました。

---

◎議案第26号～議案第30号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(衣川喜憲君) これより議事に入ります。

日程第3、議案第26号 令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより日程第10、同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第3、議案第26号 令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより日程第9、報告第2号 平成30年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの議案5件、報告2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和元年6月三宅町議会第2回定例会に提出をいたしました各議案についてご説明を申し上げます

議案第26号 令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算についてご説明をいたします。

歳入からご説明をいたしますので、8ページ、9ページをごらんください。

款2 地方譲与税、項5 森林環境譲与税では、後にご説明を申し上げます基金条例の制定と関連いたしますが、森林環境譲与税が市町村に譲与されることに伴い、款2 地方譲与税において30万8,000円の増額を行っております。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金では、令和元年10月より就学前の障害児を対象に児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害者入所施設の利用料が無償化となることから、障害者福祉管理システム改修費用について全額国庫補助金が交付されるもので、目2 民生補助金においては、地域生活支援

事業補助金16万2,000円の増額を行っております。

次の目3衛生補助金においては、風疹の流行を受け、国の緊急対策として期限つきで制度化されました緊急風疹抗体検査の実施に対する保健事業補助金85万9,000円の増額を行っております。

款14県支出金、項2県補助金では、令和元年10月より3歳児から5歳児の全ての子どもとゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯の幼稚園利用料が無償化されることから、その対象者の抽出及び管理台帳等の整備に対応するためのシステム改修費用について補助金が交付されるものであり、目2民生補助金において、子ども・子育て支援事業費補助金93万円の増額を行っております。

款17繰入金、項2基金繰入金では、学校管理費の規定に歳出予算の財源充当として森林環境譲与税基金から繰り入れを行うため、目8森林環境譲与税基金繰入金5万円の増額を行っております。

10ページ、11ページをごらんください。

款19諸収入、項6雑入では、自治総合センターによる一般コミュニティ助成事業において、東屏風自治会を対象に交付決定を受けたことから、110万円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

人件費関連の補正予算につきましては、12、13ページの款2総務費から24、25ページの款10教育費において増減調整を行っており、平成31年4月1日付人事異動による人件費計上額の各款の間での再振り分けを行うとともに、育児休暇代替の臨時職員2名の人件費を新たに計上し、該当人件費を一部減額、また、嘱託職員の通勤手当等の増額を行い、人件費全体として223万円の減額を行っております。

改めて、12、13ページをごらんください。

款2総務費、項1一般管理費では、節12役務費から節14使用料及び賃借料において、職員採用試験に係る事務経費として合わせて83万3,000円の増額を行っております。

14、15ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費の目6諸費において、歳入でご説明をいたしました自治総合センターによる一般コミュニティ助成事業において、東屏風自治会への補助金110万円の増額を行っております。

16、17ページの上段、中段をごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費では、障害者福祉管理システム改修に係る電算事務委託料16

万2,000円の増額を行っております。

続いて、16ページ、17ページの下段をごらんください。

款3民生費、項2児童福祉費では、幼児教育無償化に係るシステム改修の電算事務委託料93万円の増額を行っております。

18、19ページの下段をごらんください。

款4衛生費、項1保健衛生費では、節7賃金から節13委託料において、緊急風疹抗体検査の実施に伴う対象者へのクーポン券発行事務経費や抗体検査・予防接種に係る医療機関への委託経費等として221万1,000円の増額を行っております。

20、21ページの中段をごらんください。

款6農林水産業費、項2林業費では、森林環境譲与税基金積立金30万8,000円の増額を行っております。

24、25ページをごらんください。

款10教育費、項2小学校費では、目1学校管理費において、既定の歳出予算の財源充当として森林環境譲与税基金から繰り入れを行い、補正額の財源内訳において、一般財源から特定財源へ5万円の振りかえを行っております。

款14予備費では、これらの補正予算に対する財源調整のため、9万5,000円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに340万9,000円を増額し、予算総額を36億340万9,000円とする補正予算の提出を行ったものであります。

続いて、議案第27号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてご説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

歳入では、款4国庫支出金、項2国庫補助金において、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金91万1,000円の増額を行っております。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出では、介護保険制度改正に伴い、それぞれ軽減強化支援事業、特定個人情報データレイアウト改版、介護報酬改定に係るシステム改修のため、電算事務委託料160万7,000円の増額を行っております。

款7予備費では、これらの補正予算に対する財源調整のため、69万6,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに91万1,000円を増額し、予算総額を7億7,091万1,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第28号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について、ご説明をいたします。

本案は、大和まほろば広域定住自立圏における本町と天理市とで締結している協定のうち、生活機能の強化に関する政策分野の中において、教育の分野の「公共施設の相互利用や広域的活用の推進」を削除し、その他の分野に「公共施設マネジメントの推進」を新たに追加するため、同協定の一部を変更しようとするものであります。

公共施設の相互利用については、引き続き公共施設マネジメントの推進の一環として実施するもので、圏域市町村が持っているスポーツを中心とした施設について、それぞれの住民以外の方に対する割増料金の撤廃を進め、圏域における共同利用を促進してきたところであります。

今回、これまでの公共施設の相互利用をより一層推進するとともに、圏域全体における公共施設のあり方をマネジメントし、事業を推進していくため、協定の内容を統合する形で変更するものでございます。

また、新たに圏域内市町村と奈良県による協議会を立ち上げ、公共施設マネジメントを推進するとともに、本町、天理市及び田原本町において公共施設に係る個別施設計画及び総合管理計画の見直しについて、共通の外部人材を活用し、策定及び見直しを行ってまいります。

今後も圏域住民の利便性を高めるため、市町村間の連携を深め、公共施設の相互利用を初めとする公共施設マネジメントを推進していきたいと考えております。

続いて、議案第29号 三宅町森林環境譲与税基金条例の制定については、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林譲与税が令和元年度から譲与され、森林環境税が令和6年度から創設・課税されることに伴い、将来に事業を実施する財源を基金に積み立てるため、新たに本条例を整備するものでございます。

議案第30号 財産の取得については、ノートパソコン等電算端末機器の取得につき、去る5月13日に一般競争入札を執行いたしましたところ、2社の応札があり、キステム株式会社奈良本社が895万3,200円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を賜りたく提出を行ったものでございます。

続いて、報告第1号 平成30年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、平成30年度に予算計上を行った事業のうち、プレミアム商品券事業、社会資本整備総合交付金事業、三宅1号線道路整備事業、災害に強い町づくり事業、非常備消防費、三宅小学校空調設備設置事業の6事業において、令和元年度に繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号 平成30年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、県営水道への転換に伴う配水管改修実施設計業務において、奈良県水道局と設計協議に時間を要したため、令和元年度へ繰り越して執行を行う必要が生じたものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により、これを議会に報告するものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案第26号から報告第2号までの提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第3、議案第26号 令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより日程第7、議案第30号 財産の取得についてまでの議案5件の総括質疑を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 一般会計補正予算の歳入、森林環境譲与税で30万8,000円、基金として5万円を積み立てることになっているんですけども、将来の使い道についてどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 10番、池田議員の総括質問にお答えいたします。

まず初めに、提案説明でも申し上げましたが、30万8,000円を基金に積み立てて、そのうち5万円を三宅小学校が行っている森林環境教育体験学習に使うものであります。

森林環境譲与税の将来の用途についてお尋ねでございますが、森林や林業の大切さについて次世代に対し普及啓発を行うため、三宅小学校が行っている森林環境教育体験学習に対し補助を行うとともに、将来の事業として、公共施設等における木製品、遊具等の購入に充てたいと考えているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

これで、池田議員の総括の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 使い道についてよくわかったんですけども、奈良県では今現在、平成18年度より森林環境税を導入して以後、施業放置林の整備に関する事業を軸にして森林環境の保全に努めておられるというふうに聞いておるんですけども、これと二重課税ということになるのではないかというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません。税関係のご質問とお聞きしましたので、私より回答させていただきます。

ご指摘の県税であります森林環境税につきましては、今、お話ありましたように、平成18年度課税分から県民税均等割に500円の上乗せをして課税をしております目的税でございます。

国税として森林環境税が令和6年度から導入されるに当たりましては、現在、県においても議論をされているところの情報となっております。

今後の動向につきましては、情報入手できましたら改めてお知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 質疑はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第26号 令和元年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、議案第27号 令和元年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第28号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第29号 三宅町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第30号 財産の取得についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、報告第1号 平成30年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてより日程第9、報告第2号 平成30年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定及び地方公営企業法第26条第3項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第10、同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第3号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が令和元年6月30日をもって満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字伴堂1番地の18。

氏名 伊藤勝。

生年月日 昭和29年11月7日。

新任であります。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

ここで、伊藤勝固定資産評価審査委員会委員に入場を願います。

（伊藤勝固定資産評価審査委員会委員 入場）

○議長（衣川喜憲君） ただいま本議会におきまして固定資産評価審査委員会委員に選任同意されました伊藤委員にご挨拶を受けることにいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（伊藤 勝君） ただいま固定資産評価審査委員会委員の選任同意をいただきました伊藤勝でございます。

私は現役時代、固定資産評価事務を経験しておりますが、その間、法律等の変更もあったと思いますので、もう一度勉強して、微力ではありますが、委員としての責務を全うしたいと考えております。関係皆様のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしく願いしておきます。

これで、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） ご苦勞さまでした。

ご退場をお願いいたします。

（伊藤勝固定資産評価審査委員会委員 退場）

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） 日程第11、発議第2号 学童保育クラブ入所に関する請願書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、提出者の森内議員より提案理由の説明を求めます。  
森内哲也君。

○6番（森内哲也君） そうしましたら、学童保育クラブ入所に関する請願書のまず説明をさせていただきます。

この4月なんですけれども、学童保育の保護者会であるホワイトボードさんの代表及び父兄の方から出された請願書になります。

4月の話なんですけれども、小学校が始まる時期ですよ。春休みからの学童保育で待機児童が出た、そういう現状がありました。そのことを受けて請願書を出してくれました。内容的には、今後のことの要望となっています。

既に、町長、あるいは担当課に同じものが出されていると聞いておりますので、対処・対応を考えていただいている、そんなふうにも聞いています。ですので、我々議員間討議したときも、その中にもう出ているからいいんじゃないのかというような意見もありましたが、しかし、学童保育の保護者会も、PTAもそうですけれども、ご自身の子供さんが学校を卒業すると保護者会との関係が切れて、小学校との関係もなくなったりします。ですので、保護者会だけでなく、我々議員、議会も町の子供たちの教育環境について、育成環境について注目している、そういう意思表示を、この請願を採択することによって示したい、そんなふ

うに考えています。

また、必要によっては、この件どうになりましたかと、正式に理事者側からの回答が得られるようにもしておきたいと思っていますので、ぜひ議員の皆様はこの請願の採択にご同意いただけたらと思います。

それでは、請願書を読ませていただきます。

請願趣旨。

- 1 毎年行われる学童保育クラブ入所説明会は町の職員により開催してください。
- 2 入所承諾・不承諾にかかわらず、新年度まで少なくとも1カ月の余裕をもって通知してください。特に不承諾の通知に関しては早急に通知してください。
- 3 学童保育クラブ入所審査基準の概要または一部を公表してください。
- 4 特別な配慮を必要とする子供の受け入れ体制を整備して下さい。

請願理由。

1. 毎年1月頃に開催される学童保育クラブ入所説明会は、三宅町健康子ども局健康子ども課が作成された資料を基に、業務委託を請け負っている「社会福祉法人ひまわり」の職員にて開催されています。学童の運営方法や日々の生活についての説明であれば、委託業者の方が説明できますが、入所申請や入所選考に関する質問を選考の権限のない委託業者が答えることはできない状況にあり、後日保護者が健康子ども課へ問い合わせる形になっています。それでは、働いている保護者が土曜日及び平日の遅い時間の説明会への参加した事が無駄に終わる事にもなりかねません。説明会での質疑応答、また説明会后に個別の相談や質問に対応していただくなど、保護者が疑問を残さない説明会が開催され、スムーズに申請できるよう、町職員による入所説明会の開催をお願い致します。

2019年度の申請時に、ある保護者が特別な配慮を必要とする子供について、書類に記載した上で口頭でも相談を持ちかけたところ、「入所が決まっていないので何とも答えられない」という返答を受けました。保護者としては、特別な配慮を求めることで三宅町の学童保育クラブに入所できないのであれば、他の学童保育等を探すなど、子供の預け先について再検討する必要があります。限られた時間の中で保護者が求める情報が確実に得られるよう、町職員による相談窓口の設置をお願いします。

2. 平成31年度の学童保育クラブ入所承諾・不承諾の通知は、3月20日付けで作成され、各家庭にはおよそ22日頃に届いています。不承諾を受け取った家庭においては、僅か10日後から学童を利用できなくなる事により、当該の子供は春休み期間中である4月1日から数日

間、保護者不在の長時間を子供だけで過ごさなければいけない事になります。

保護者にとっても子供にとっても、学童を利用できなくなることは大きな不安を感じる事であり、『心の準備』は必要です。また、日中に困ったことがあったらどのように保護者に連絡をしたら良いのか、保護者に連絡が取れない時はどうしたら良いのか、様々な場合を想定して子供に教え、子供は練習し覚えるという『準備』はとても大切です。この準備期間こそが親にとっては「安心して留守番をさせることができる」、子供にとっては「安心して留守番ができる」ことに繋がると思います。そのような期間が必要である事の重要性を理解していただき、募集時期の早期化も視野に入れた早めの通知をお願い致します。

3. 現在、学童入所に関する選考基準について保護者には説明がなされていません。その為、選考に不公平感を感じた保護者もいるようです。今後、そのような不公平感を払拭し、選考の公平さを示すためにも、前年度までの児童ごとの利用日数を鑑みた選考なのかどうかなど、どのように児童を選考し、承諾・不承諾を決めたのか情報を開示していただくようお願い致します。

4. 特別な配慮を必要とする子供について上記にも記した「入所が決まっていないので何とも答えられない」という返答を受けた保護者は、その返答を受けて「それは委託業者が決まっていないからなのか？『ひまわり』から変わってしまったら、受け入れてもらえるかどうか分からないということなのか」と不安を感じました。これは、委託業者の“対応力”によって入所基準が変わるのかのような返答であり、三宅町として委託業者の変更があっても変わる事のない受け入れ基準が確立されていれば、このような不安を感じることはなかったと思います。

職員の加配の必要性はないが、特別な配慮を必要とする食物アレルギーや、発達に不安のある子供たちも増えてきています。それぞれの配慮すべき内容を理由に入所を拒まれることがないように、三宅町の責任において、専門的な機関や施設と相談・連絡体制を構築し、出来る限り全ての子供たちが入所できるよう受け入れ体制を整備して下さい。

という内容でお願いいただきました。

議員の皆さん、ご同意よろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 説明が終わりました。

日程第11、発議第2号 学童保育クラブ入所に関する請願書についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第11、発議第2号 学童保育クラブ入所に関する請願書についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎一般質問

○議長（衣川喜憲君） 日程第12、一般質問についてを議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

---

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（衣川喜憲君） 6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○6番（森内哲也君） それでは、一般質問に移らせていただきます。

ごめんなさい。複合施設についてです。

1つ、三宅町複合施設整備基本計画が完成し、施設の設計や運営体制の検討が4月からスタートしていると思いますが、進捗状況、予定をお伝えください。

2つ、3月本会議では、複合施設整備基本構想及び基本計画に関する調査特別委員会——これは議会ですね——委員会からの提言を行っています。その内容がどの程度、施設の設計に影響を与えているのか、どのように反映されているのか、されていないのか、現時点での所見をお聞かせいただけたらと思います。

複合施設については以上、とりあえず2点と、あと1つ、もう一度、学童保育について質問させていただきます。

1つ、この4月から学童保育で待機児童が出ている、先ほど請願書でも言ったんですが、聞いています。初期対応のまずさもあったように伺っていますが、待機児童をできる限りなくすべく、早急に対応されたとも思っています。対応内容と結果、現状をお聞かせください。また、対応のまずかった点に関してはどのように改善していくことを考えておられるのか、この点もあわせて伺います。

2番目、子育てしやすい町を目指すべく、三宅町の基本計画にも、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めますとあり、今まで放課後に子供を預けて親が安心して働けた環境が、預けることが今回できなくなるというのは、目指すべき町の姿に逆行するのではないかと考えています。

議会としては、平成29年2月の政策提言で、少なくとも5年は現在の小学校校舎内で学童保育が運営されることを踏まえて、子供たちが利用しやすいように環境を整えることとし、理事者側に提言しています。また、先日のさきの平成31年度の3月の本会議でも、特別委員会の委員長報告でも、最低これから2年間は学童保育が現在の小学校の余裕教室を利用して行われることになっており、その間にやれる改善はないかをよく協議して、現在の環境の改善の処置を講じていただきたいと述べています。

建設を予定している複合施設は、学童100名受け入れを前提にすると言われていたと思います。それが実現するまで、再度どのような対応をされるのか、お聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

1点目の運営体制についてお答えをいたします。

昨年度までワークショップ等のソフト面の協力をいただいていた会社と、運営計画等の打ち合わせを進めているところであります。

業務内容としましては、複合施設のオープンに向けて地域課題の解決につながる場所、生涯愛される場所、住民が活躍できる場所としての役割を果たせる施設としていくため、1階を中心に、町民が主体的に参加する運営組織の立ち上げと運営計画の取りまとめを行うものでございます。

今年度の予定につきましては、先進地事例の視察及び関係機関等へのヒアリング、あるかもカフェ、子ども会議の開催と運営支援並びに活動開始に係る情報発信等であります。進捗

状況といたしましては、関係機関等へのヒアリング、あるかもカフェの開催準備及び視察地調整を行っているところでございます。

1点目及び2点目の設計の進捗状況については、庁内会議を行い、関係課等とヒアリングを実施し、設計事務所と協議を進め、現在の予定では、6月末ごろに基本設計案を作成し、その後、公表を行う予定をしております。

調査特別委員会からの提言について、現時点では、三宅町複合施設整備基本計画、設計事務所からの提案及び調査特別委員会からの提言を踏まえて基本設計を作成しているところでございます。

2点目の学童保育における待機児童への対応内容と結果、現状、今後の対応について回答をさせていただきます。

今年度の利用申し込み者は110名を超え、そのうち1年生から4年生が90名の申し込みがありました。前年度の利用実績では、1年生から3年生の利用率が80%前後、4年生から6年生については60から70%の利用率があるため、全員を登録させると平均利用人数が80名を超えると予測しました。このため、1年生から4年生の低学年を優先利用させることとし、5年生から6年生の申請された方について、両親の就業時間、同居の家族の有無などを指数化した基本指数表をもとに審査を行った結果、8名の児童の待機が出ました。

入所決定にかかわる通知がおそくなり、保護者の方には多大なる不安を与えてしまったことを真摯に受けとめ、今後このようなことがないように事務改善を行うことにいたしました。

待機児童への対応ですが、4月すぐには利用人数を見きわめることが困難であることから、また、前年度の実績から、5月、6月の利用がピークになることから、2学期以降に利用できるよう対応することをお知らせいたしました。また、待機となった子供たちが夏季休暇期間中だけでも利用できるよう、小学校委託業者と調整を行い、夏季休暇期間中の利用を可能とし、学童保育を利用する保護者及び待機となった保護者にお知らせいたしました。

その後、4月から5月の利用状況について確認したところ、平均実利用人数が75名で、例年利用率が伸びる5月の段階で利用率が74%であったことから、6月より受け入れを行っております。

次に、今後の対応についてですが、利用申請等に関する改善点として、利用申請時期を従来より2カ月早め、10月に利用申請に関する説明会の開催、11月に申請受け付けを行い、利用決定及び通知を12月中に完了させることとしました。また、利用決定審査に使用する基準調査票については、保護者に記入していただく様式とし、前年度の利用実績について基準指

数を設け、週3日未満の利用の場合には減点対象とすることなど、利用の必要性に応じた決定を行います。その他、待機児童を解消するため、通年利用、夏休み利用など利用ニーズに合わせた利用方法についても来年度より導入できるよう検討しております。

また、子供たちの環境改善については、全室の空調機の設置を初め、空調機の点検、清掃の実施、床マットの定期的な入れかえや机などの入れかえ、夏季休暇期間中のお弁当の保管のための冷蔵庫を購入するなど、よりよい環境づくりに努めております。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問はありますか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） そしたら、自席にて行わせていただきます。

まず1つ目、複合施設についてなんですけれども、今、回答いただきました、我々議会のほうの調査特別委員会からの提言については、基本設計を踏まえて作成しているところだと、ざくっとした回答だったんですけれども、もう少し具体的に、これについてはこんな感じで進みそうですとかというのは、お答えいただけるようであればお答えいただけたらと思うんですけれども。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 提言に関し、現時点で申し上げることができる回答をさせていただきます。

まず、スタジオ、埋蔵文化財作業ルームは再考しております。子育て支援ルーム及び執務室は設置予定でございます。それ以外については、現在、基本設計中ですので、詳細を詰めていく最中ですので、お答えを控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） できる範囲での回答ということでいただきました。

町長も以前、どこかの挨拶の中で発言していただいたかと思うんですけれども、行政、車の両輪だ、執行機関の理事者と意思決定機関の議会というようなことで、建設的に三宅の行政に取り組みたい、そんなことをおっしゃっていたと思います。二元代表制の説明でもあると思いますので、そうやなと思います。

我々議会のほうが意思決定機関であるということであるならば、複合施設の設計についても、いろんな段階で「こんな状況です」「こんなふうに言うてはったんは、ちょっと建築的

にしんどいで、こんなふうを考えています」というふうな業者からの説明ありましたとかという意見を聞く、進行状況を聞くそういう機会をさまざまなときに設けていただきたいと考えているんですけれども、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、大体、現在の予定では6月末ごろに基本設計案を作成し、その後、公表を行う予定としていますので、回答とさせていただきますと思います。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 先ほど回答にあった、6月ごろに基本設計の案が出てくるので、議会の声を聞くのはそこからですよという理解でよろしいですか。

○議長（衣川喜憲君） 町長。

○町長（森田浩司君） 議会の意見というところでおっしゃっておられると思いますけれども、その点につきましては、調査特別委員会の提言というところを踏まえて精査していく必要というところがあると考えております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 単純に家を建てるのをイメージしていただけたら、こんなふうにしてほしいと出したら、設計のほうが「いや、そう言われても」「わかりました。どこまで取り入れます」とか「ここは無理です」みたいな意思決定、形に出てくるまでいろいろやりとりがあると思うんですけれども、それが案になるまで、議会はちょっとおいておかれるというのがどうなのかなというふうな、私は、疑問から発している質問なんですけれども、そうしといてくれというような答えでしょうかね。

○議長（衣川喜憲君） もう1回。

町長。

○町長（森田浩司君） 調査特別委員会の提言というところが議会からのご意見かなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 言いたいことを言いましたというのが調査特別委員会の提言ということになります。それに対する回答があったら、またこっちも「ああ、それいいね」となるのか、「ちょっと待って。ここは重要やから譲れへんよ」みたいな話し合いがあるんで、声、それ出してくれたから全部聞きますでもないという話も、今先ほど受けたのかなと思うんで、

何か、何らかのやりとりが必要かとは思っているんですけども、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 話を詰めるにしても、ある程度決まったものを示さないと話にならないのかなというふうにも思っていますので、その時点でおきまして、6月末をめどに案を作成し、その後、構想というところではしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっと見ていたら、例えば、町の前のところ、駐車場を掘ったりとかしてはって、土地、地質ですかね、調査とかしてはるのかなとか思いながら見えています。

ただ、こういう日程で、こんな調査があつて、こういう案が出てというのは、具体的ところは我々全くわかりません。そういった予定とかも、家を建てるときのイメージで、議会のほうが意思決定機関であるというのであれば、何かある程度、こんな状況で進みますでぐらい、ペーパー1枚でもあつて、ここでまた話聞きますからねというのがあつてもいいんじゃないかなと思ったりはしているんですけども。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） スケジュールについては、今、計画中の段階、予定としてのスケジュールというのはお示しできるかなというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そしたら、ちょっとまたそれをいただけたらと思います。

時間も限られているので、次に移ります。複合施設のことじゃなくて、学童のほうですね。先ほど、いろいろと請願のことに対しても対応しているというので回答いただきました。現時点で待機児童何人かいていたのは、先ほどの回答でも、なくなりましたというのがあったのでしょうかね。ちょっとその辺もう一度お願いできたらと思うんですけども、現状。

○議長（衣川喜憲君） 植村健康子ども局長心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） 3月末までに利用申請していただきました方について、8名の方が待機出たということになるんですけども、その方たちについては、6月から全て受け入れ可能ということで連絡させていただいております。随時利用していただいております。

ただし、申請後、随時利用ということで、4月、5月ぐらいに利用申請の申し出をしてい

ただいた方については、今現在いっぱいですので、しばらく少し待っていただきたいということでお返事のほうさせていただいております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） いろいろ努力していただいているというのがわかって、いいのかなと思います。

ただし、やはり委託業者さんのほうに、こうして、ああしてと言ったら負荷がかかってくるんで、なかなか業者さんのほうもそれに臨機応変に対応するのというのは、なかなか町がやってほしいと思ってもできないとかという場合も当然あるとは思うんで、そのあたりの町としての対処とかというのはどのようにお考えされていますか。

○議長（衣川喜憲君） 植村健康子ども局長心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） 確かに、業者さんのほうに全てお任せするというのは無理なお話だと思っておりますので、三宅町の健康子ども課としましても、今後、利用の内容でありましたり、利用方法、そういったことについては、業者の方ともいろいろお話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 私の子供、中学生になったんですけれども、小学生入るときに、どうしても学童保育に預けないといけないと思っていました。そのときに、職員さん、当時聞いたら、「三宅町の学童保育いいよ。1年生から6年生までみんな見てくれて、上の学年の子が下の子の面倒見たりする場面とかあったりして、ほか近隣であんまりないねん」というような話を聞きました。それは多分、絶対そうしようという意思が別になくても、牧歌的に数が少なかったみたいなことだったとは思うんですけれども、今後、そういったよさをやっぱり死守していただきたい、守っていただきたいと思っております。なので、今後また来年度とか、今もちょっと申し込みおそかった方は待ってもらっているみたいな話なんですけれども、そのあたり、絶対待機児童を出さずに見よう、三宅町ではというような意気込みとか思いつくかそういうことは考えておられますでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そのためにも、現在予定をしています複合施設におきましては、学童保育の受け入れ人数というところを、定員数100名というところを拡大するという方向でご提案させていただいているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） もうちょっと複合施設も建てていただけたらいいと思いますし、私もそんなふうを考えております。

もう少しちょっと期間もあるので、その間のことについては、どうですか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 場所の広さの問題等々もありますので、先ほど回答させていただいたさまざまな工夫をしながら、出さない努力というところはしていきたいというふうには考えていますが、何分、今の大きさもありますので、そういったところでは、ご理解、ご協力を賜るといふお願いをしないといけない状況も発生するかもしれないというのは思っているところでございます。

○議長（衣川喜憲君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 実際的にはそういう回答になるのかなと思うんですが、やはりここはリーダーシップで、町長のほうで、いや、僕は絶対出さないようにしたいと意気込みを聞きたいなと思います。その回答は、僕は、現場の方、そんな町長言われても、出るかもしれませんがという話にしといたほうがいいと思うので、ぜひとも町長のリーダーシップで、僕ら三宅の町は待機児童出さないようにいこう、それで考えてくれというふうに言ってほしい、そんなふうに思っておりますので、ぜひそんな、それがよさだというふうにも僕も聞いたので、守っていただきたい、そんなふうにも思っております。

ちょっと最後、希望になりましたけれども、そしたら、私の一般質問、これで終えさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

---

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 渡辺より一般質問を行います。

まず、三宅町人口ビジョンの改定について。

平成27年度に策定された三宅町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の改定が来年必要となるので、その前段階として、今年度予算で地域の人口ビジョンにかかわる予測及び安定化のシナリオ検討業務が実施されます。次項で質問する過疎化対策事業の目的にもかかわる問題になるので、どんな方向性が示されるのか注目しています。

2014年以降の人口推移を見てみます。2014年5月は7,213人、2019年5月は6,843人で370人の減少となっています。その間の人口の減り方を見ると、2015年5月は1年前に比べて78人減、2016年は38人減、2017年は87人減、2018年は21人減、2019年は147人減となっています。減少が少なかった年は、町内に住宅にまとまって新築された年です。この5月で147人減と大幅な減少が起きた原因は、恐らく65歳以上の高齢者の中でも最高齢の方たちがまとまった規模で人生の終わりを迎えられたと推測でき、この傾向はこの先10年以上続くと考えるべきではないかと思えます。三宅に団地ができ、村から町に変わっていった時代の先頭を走ってこられた先達たちに感謝の念を改めて捧げたいと思えます。

さて、平成29年3月の三宅町総合計画基本構想では、8年後の2027年の人口指標を6,600人としています。2019年5月の減少ぶりを見ると、8年後の人口はこの指標を大幅に下回ることは避けられないでしょう。平成28年3月の三宅町人口ビジョンの33ページに総人口推計があり、人口の自然増減と社会増減の幾つかの推定値を組み合わせた4つの方法で予測が示されています。21年後の2040年の三宅町の人口は、推計方法1で4,567人、2で4,958人、3で5,391人、4で5,879人となっています。

しかし、三宅町の人口推計としては、この方法は余り意味がないのではないかと考えられます。人口下降のグラフではどの推計でも同じ角度で一直線に下がっていますが、そんなことにはなりません。

平成28年3月の人口ビジョンには、以下のような記述があります。人口減少段階は一般的に第1段階、高齢人口の増加、総人口の減少、第2段階、高齢人口の維持・微減、第3段階、老年人口の減少の3つの段階を経て進行する。そして、本町の人口減少段階は第1段階、高齢人口の増加とされています。自然増減の数だけ見れば、恐らくここ10年ほどで第2段階、第3段階へ急速に進むと思われれます。人口の下降が一直線に行くのではなく、高齢人口の急激な増加と減少で総人口も急速に下降し、その後は緩やかな下降に変わっていくと考えるのが妥当ではないでしょうか。

小さな町で、かつ毎月の人口統計をリアルタイムで発信できる町なのだから、実態に即した分析、予測は十分可能です。国立社会保障・人口問題研究所推計を一律に当てはめたものでは、過疎化対策事業の時期ごとの目的の変化や集中すべき施策が明確にならず、計画立案の役に立ちません。今年度の人口ビジョンの見直しでは、実際に三宅町の人口構成をもとにして自然増減を割り出し、大和中央道の三宅町延伸など、政策効果による社会増減を加味して推計するものを示してほしいと思えます。

そこで、質問します。

今年度の人口ビジョン見直しにおいて、どこは引き継ぎ、どこを改めるのか、どこに焦点を当てて見直すのか、考えを聞かせてください。

2つ目の質問です。

過疎対策事業債について。

平成29年4月に三宅町は過疎地指定を受けました。この結果、過疎対策の事業については、三宅町過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業債を発行して財源に充てることができるようになりました。その元利償還額の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されて国から返ってくるので、有利な借金です。

しかし、そうは言っても、30%は町の借金であることに変わりがなく、充当率100%と全て借金で事業を行うことも可能で、使い方によっては、過疎対策のつもりが身の丈を忘れたバブルとなり、かえって町の財政を悪化させてしまうリスクもあると考えるべきです。過疎債の発行については、しっかりした考えが必要です。

過疎対策については、真逆の要素があります。人口減少を食いとめる対策のベクトルと人口減少を覚悟して縮小する行財政規模でも持ちこたえられる町づくりを進めるベクトルです。この2つはきちんと柱を定め、重点を明確にしないと、どちらも中途半端になり、何の成果も得られません。二兎を追う者は一兎をも得ずです。ましてや、過疎対策事業債は、人口減少の中でも今の財政規模を維持するための悪あがきに使われてはいけません。それで残るのは借金だけです。

私は、基本的方向性としては、大幅な人口減少を覚悟して、縮小した規模でも暮らせる町づくりへと転換すべきだと考えています。

そこで、質問します。

三宅町は、過疎対策事業の基本的な方向性をどのように考えていますか。基本的な考え方でよいので、お聞かせください。

以上、質問です。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、渡辺議員のご質問に回答させていただきます。

全国的な少子高齢化及び若者の都市部への流出により人口が減少していることに伴い、国では、平成27年度から平成31年度の5カ年を計画期間とし、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されました。これに伴い、地方においても、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略

の策定要請が行われ、三宅町では三宅町人口ビジョンをまとめ、現状把握と分析を行い、三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成28年3月に策定いたしました。

来年度は、三宅町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の見直しの時期となるため、今年度に人口の現状把握及び現状分析並びに将来予測を行い、問題点を明らかにする作業を行うことで、引き継ぐ部分、改める部分について精査いたします。

具体的には、1つ、自治会単位での地区人口データの集約、整理、2つ目、現状分析、将来予測、定住増加シミュレーションを行い、各地区人口を何人程度の定住者をふやせば安定的な地域人口が確保でき、維持が可能かの推計を算出、3点目、人口減少の多い2地区と少ない2地区を選定し、地区の視察、住民ヒアリングを行い、地域の取り組み、体制等を洗い出し、要因と課題を分析、4点目、成果の取りまとめを行い、住民への報告をしたいと考えております。

以上の4点に焦点を当て、見直しを進める予定でございます。

次に、過疎対策事業債のご質問について回答いたします。

本町の自立促進を図る上において、町の定める総合計画基本構想を基本理念とし、産業振興、子育て支援を目的とした地域再生計画等の既存計画との整合を図りながら、1つ、子どもの「笑顔」はみんなの元気～子育て～、2、あったらいいなを「カタチ」にする～産業～、3、みんないきいき「支え合う」まち～福祉～、4、みんなの「学びたい」をかなえる～地域教育～、5、日々の暮らしに「潤い」を～安心・安全、生活基盤～、6、みんなで創る三宅の「ミライ」～協働・行財政～の6つの大綱を基本方針として進めてまいるところでございますが、本年度の予算編成方針においては、国の財政支援である過疎対策事業債については、将来的な財政負担を配慮する必要があることから、三宅町公共施設等総合管理計画も踏まえ、各施設等の整備計画に基づき、優先度の高い事業に関して有効活用することとし、過疎指定を受けた平成29年度以降の過疎対策事業債の発行に関しては、近鉄石見駅周辺整備事業や社会資本総合交付金事業などのハード事業について、既存の事業の町債の振りかえによる有効活用を基本とし、議員ご指摘のとおり、可能な限り単なる借金をふやすだけの一般単独事業債の発行を行わず、街路灯LED化やあざさ苑前の歩道拡幅などの交通安全対策事業に対する優先的に投資すべき事業に対する活用、また、国営大和紀伊平野土地改良事業にかかわる償還金の一括償還に充てることにより、将来負担を軽減するための活用も行いました。

また、地域公共交通事業やU・Iターン促進事業、福祉医療の町単独事業などのソフト事業についても、もともと一般単独事業で実施していた事業を過疎対策事業債の適用による事

業展開を行っておりますが、今後の財源については、制度の改正により一部自己負担をお願いするなどの見直しや、基金を有効に活用した事業に転換をしていく必要もあります。

本年度においては、複合施設にかかわる多世代がつながる一人一人の居場所創出事業や、本町の人口ビジョン改定事業などの新たな活用を行っておりますが、財政調整基金を初めとする各目的基金の積み立て状況や地方債残高の状況、財政健全化判断比率や経常収支比率など、本町の財政状況を客観的に把握するとともに、議員からの1点目でご質問いただきました新たな人口ビジョンによる将来予測を見据え、投資的事業については、今後10年先を目標とした基本的な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問はありますか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 人口ビジョンについて再質問します。

質問の趣旨はよく理解いただいていたようで、具体的な回答が出されて、どういうふうに進めていくのかということは理解しました。

繰り返しになりますが、国の数値を当てはめて、ぱっと下がっていくというものが今後の三宅の町づくりの力にはならないということがあると思います。現在のこの人口ビジョンについては、町の職員さんたちが独力でつくられたというふうに聞いていますので、その現状もよく理解していただいていると思いますし、そのつくる力もあると思いますので、人口ピラミッド、こういうピラミッドから推計して具体的にこうなるというような人口ビジョンを明確にしていきたい。必ず、今回については、コンサルの事業に委託するということとなりますが、最終結論の段階では、そういう国の数値を当てはめて何かするようなものにならないように、職員さんがきちんと関与して最終的な結論、生きた結論が出るように、この事業について進めていただきたい。その点、ぜひ明確にそういう方向で進めるということをお答えいただきたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） みやけイノベーション推進の宮内です。

一応、政策推進課のほうでも人口ビジョンのほうを今年度、事前のまず資料づくりという形で進めさせていただきます。

今、議員のほうからお尋ねのありました、前回の人口ビジョンの作成におきましては、国から示された指標に基づいて、住基データをもとに国調の5年ごとの率を掛け合わせ、そこ

を反映させながら作成したという経緯があります。

今年度につきましては2回目という形になりますので、そこはもう地域ごと、大字ごとの状況とかも踏まえながら、現地にも入り、そこら辺を把握しながら人口ビジョンのほうを作成してまいりたいと思います。

前回人口ビジョンのほうの作成におきましては、やっぱり国のデータに基本的には基づいてやっていますので、右肩下がりというような形は同じようになっているんですが、三宅町の人口のほうも右肩下がりになっているんですが、出生率についても右肩下がりですと進んでいる中、ここ5年ほどについては横ばい、40人前後という形で維持できているということもありますので、必ずしもそのデータが反映されてくるということではないので、そこら辺は、議員さんのほうのご指摘どおり、地域の実情を加味しながらやっっていこうと思っております。

作成できた部分についてのまた報告のほうも、人口ビジョン作成前にはやっっていこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 先ほど過疎債の対策の質問で、町長が最後、今後10年間、10年先を目標とした計画的な財政運営を進めるというふうにお答えいただきました。私も、この人口ビジョンで特に明確にすべきものは、10年、15年ぐらいのスパンだと思います。

1つちょっと再確認しておきたいと思うんですが、だから、10年、15年については、具体的な予測ができるのではないかと思うので、人口ピラミッド、こういう雲型というか、に基づいて具体的なものをぜひつくり出してほしいということです。

1つちょっと再確認しておきたいんですが、自然減、社会減という言い方、私も質問の中でも使いましたが、非常に誤解の多い言葉で、人口ビジョンの32ページには、自然減については出生・死亡に関する過程というふうに書いてあって、社会減に関しては移動に関する過程というふうに書いてあります。これが正確な表現だというふうに思います。何が言いたいかという、どちらにしても、それは自然減と言われているものであっても、政策的な効果、政策的な影響を大きく受けているものであるという、だから頑張ったら何とかできるという、ただ、出生・死亡については、長期間にわたった施策が20年後に生きてくるとかそういうスパンなので、それを区別して分類することには意味があると思いますが、そこはもう自然減はしようがないよねとはならない。今、出生数が40人で安定しているというのも、町が単独で進めてきた、この間進めてきたUターンとかIターンの促進のためのいろんな町単の補助

事業の成果だというふうに聞いています。

合計特殊出生率が1.42、史上最低とこの前、報道がありました。国のレベルでのいろんな問題はありますが、町単独でできることもあると思うので、そういう政策を立案していくはっきりした根拠となるような人口ビジョンをぜひつくっていただきたいと思います。

ちょっと最後は要望になりました。

過疎債についても、追加で質問します。

具体的に回答いただきました。将来負担を残さないために、一般の町債でやっていたものを振りかえるとか、長期的に必要なものに限定して、償還についても長期にならないように組み方を考えてされているということですので、そういう点、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、2つちょっと改めて確かめたいことがあります。

1つは、公共施設等総合管理計画を、こういうものがあるんですが、それを見ますと、今年度、これに基づいて個別施設計画、一つ一つの公共施設について今後どうするかという具体的な計画を今年度検討していくという予算になっていますが、公共施設等総合管理計画を見ると、10年後には小学校、17年後には庁舎が法定の耐用年数を超えると。何らかの対策が、かなり大きな額の対策が不可避になる。三十数年後には文化ホールと町営住宅、39年後にはあざさ苑、大分先の話ですが。10年後には上水道、20年目以降には下水道が更新の時期を迎えると。

そのときに、人口規模の縮小に合わせて社会基盤も可能なものは縮小する、重複しているものは合同して統一して再編していくという、そういう身の丈に合った町づくりに転換していくということが必要になると思う。そういう再編のために投資が必要な部分も出てくるというふうに思うんですね。小さくするために投資が必要である。

過疎債については、今年度、来年度で4年期限が終了するというふうに聞いていますが、終了後、その後以降はどういうふうに進めていくのか。どうしても借り入れも必要になる、債券も必要になるというふうに思いますので、その点について考えを聞かせてください。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） まず、過疎債についてのご質問でございますけれども、今後、過疎債の発行が終わりまして、令和10年度には過疎債の償還は終わるものと考えております。

その後の事業展開につきましては、基金の活用であるとか、減債基金の活用によりまして、公共施設の整備について財源充当を行っていき、今言われました公共施設の数そのものの総量、減らす部分につきましても、建物の除却を行う費用でありますとかそういうのがかかっ

てまいりますので、基金をうまく活用しながら、起債の発行額というのを抑えてまいるという施策が一番適切かと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 今年度進める個別施設計画でその辺が具体的にある程度出てくるのかなと思います。そこに目指す未来像をかなり明確にしていかなければいけない。厳しい話も出てくるかと思うんです。

どういう町づくりをするのか、町民との対話、情報公開、これ、町長積極的に、町長就任以降されて、先ほどもタウンミーティングの話がありましたが、厳しい話こそわかりやすい情報公開と住民との対話、住民参加による町づくりということが必要だと思います。それは、住民の自治力を高めていく、この先、少子高齢化の中で、この三宅町の小さな規模であっても安心して暮らせる町をみんなで作るということを進めていくためにも、厳しい論議を避けないで、けんけんがくがくという場面も必ずあると思いますが、それを避けないで、ぜひ情報公開とか住民対話とか、難しい問題こそ積極的にやってほしいというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃるように、必ずそういったところの情報というのは住民様にお示ししながら、それぞれの立場であると思うんですけれども、やはり皆様でつくり上げていって、合意、納得していただき、仕方がないということもあるかもわからないんですけれども、納得というところも1つ大事にはしていきたいかなと。必ず納得できない課題も出てくるかなとは思うんですけれども、しっかりとそういう情報公開進めていきたいというふうに思っています。

また、先ほどから議員の質問の中にもありますように、どのような町づくりをしていく必要があるかというところでは、やはり三宅町、4.07平方という小さな町ですので、他の市町村等のいろいろな事例を比べますと、結構中学校区に1つであったり、小学校区に1つというような、三宅町より広い校区で町づくりというところを、その施設であったりとかも1つであったりしますので、そういったところで、やはり公共施設等々も含めて広域的な取り組みというところもしっかりと考えていく必要性というのがあわせてあるのかなと。例えば、今、ごみの焼却施設、10市町村でやっていますし、水道の広域化というところで、磯城郡3町で進めている。その中で協働することによって、将来的な経費も下げながらというところもあわせて、本当に三宅町1町で1つの施設が要るのかという議論もあわせて今後も

していきたいというふうに思っていますので、また、そういったところで取りまとめ案等々ができ上がりましたら、積極的に公開して議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺議員、まとめをやってください。

○5番（渡辺哲久君） はい。

おっしゃるように、そこでちゃんと町民と論議ができ、協働の方向性を、いろんな意見があった上でまとめていけるかどうかということが、10年後、15年後、20年後の三宅町を決めていく大事な1年、2年であるというふうに思います。

議員としても、議会としても、きょうお答えいただいたようなそういう姿勢が本当に実現されていくのか、実行されていくのか注目し、提案したり、質問したり、政策を前に進めるための努力を重ねていきたいと思いますので、しっかり緩みなく町政運営をお願いしたいというふうに最後に要望して、質問を終わります。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 渡辺哲久君の一般質問を終わります。

---

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、ごみの細分化に伴う家庭ごみ分別の方法について一般質問をさせていただきたいと思います。

本町では、ごみ集積の広域化に伴い、近年さまざまなごみ収集の対策をとられております。高齢などで粗大ごみの搬出に困難な方のためのリクエスト収集、祝日の収集、ごみ袋の種類をふやしたり、または収集場所の統一化など、住民の方々の多くは大変喜んでおられます。集積にかかわる職員の皆様には、本当に労をねぎらうところではあります。

しかしながら、一方で、家庭ごみの分別収集によるごみ出しの細分化に、住民の方々がごみ分別の方法、搬出を理解しがたいとの苦情も多く聞いております。実際に、有害ごみなどの間違った搬出などはよく目にしております。広報や「家庭ごみ分別の手引き」などの閲覧だけでなく、広くわかりやすく住民の皆様には周知するように働きかけることが必要だと思われておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

再質問は自席からとさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 3番、瀬角議員のご質問に回答させていただきます。

平成29年4月より、祝祭日収集、安心・見守り収集、粗大ごみリクエスト収集と収集方法の改善に取り組んでまいりました。そして、令和5年度に予定しております山辺・県北西部広域環境衛生組合による新クリーンセンター運転開始に向け、昨年4月より、それに合わせた分別方法による収集を開始いたしました。

町民の皆様には新しい分別方法をご理解いただくために、「家庭ごみ分別の手引き」の改訂を平成30年4月に行いました。さらに、ご要望に応じ相手先に出かけての説明会も行っており、その件については、まちづくりトーク及び自治会長会でもご案内をさせていただきましたが、議員ご指摘のとおり、まだ全ての町民様にはご理解いただけないように思えます。

町といたしましても、今後とも広報等を使い説明会のご案内や、さらにわかりやすい工夫を凝らした丁寧な説明を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 今回の三宅の6月号の広報にあったんですが、環境衛生のほうから、「ごみの分別を知ろう」～プラスチック製容器包装編～とありますが、これは、当初から町行政が初めから計画されていた事業なのか、それとも、住民の方のご意見を入れて計画されておられたのか、どちらでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 町行政のほうで、ことしは年3回予定しております。年3回。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 「このごみどうやって出すの」のこのチラシなんですが、日付は6月29日土曜日、10時から12時、約2時間かけて、プラスチック製の容器包装編等講習会になっております。こういう講習会になっております。2時間かけてプラスチックだけなんですか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほども申しましたように、第1回目はプラスチックと。2回目、3回目はまた考えてそういう講座、させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 2時間かけてでしたら、いろんなことできると思うんですが、2時間もかかるものなんですか、プラスチック容器だけに関しても。私、そこはちょっと疑問に思うんですけれども。ほかの有害ごみと分けてされるということでしたら、丁寧に、よっぽど、2時間ですから、されると思うんですけれどもね。また、そしたら、そっちのほうはよろしくをお願いします。

昨年4月より、ごみ分別の細分化が進み、収集日も細かくなってきております。今後、ごみ収集の広域化が図られるとはいえ、本当に分別方法、出し方がややこしくなっておりますので、こういったことで特にひとり住まいの高齢者の方や心身に何らかの障害、病気をお持ちの方の分別方法のわずらわしさにより、全国でも問題になっているごみ屋敷問題も発生しているのではないかなと私は思っております。

実際、ここにおられる町長、もしくは職員の皆さんが、家庭ごみ分別の手引書を見ずに分別収集できるのはどれくらいおられますでしょうか。私は全く自信ありませんけれども。

いずれにせよ、家庭ごみの搬出、出し方は、住民にとって毎日の業務でありまして、生活そのものであります。ですから、今後とも住民に寄り添ったわかりやすい指導、もしくは周知徹底を図っていただきたいと思っております。

今後の周知活動に、先ほども部長、言っておられましたけれども、細かくしっかりされるということですので、期待して一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほども回答させていただきましたけれども、ご要望がありましたら、自治会等々へも出向かせていただき、各種団体等へも出向かせていただいて、説明会を積極的に行っていきたいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましても、そういった周知のほうご協力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 瀬角清司君の一般質問を終わります。

---

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、7番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○7番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、私からは3点、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、町長就任時に掲げられたマニフェスト、目標についての成果等全般について質問いたします。

令和元年、この6月で町長就任から約3年がたとうとしています。当初掲げられていた「住民と議会、そして行政がそれぞれの役割を担い奈良県一小さな三宅町を日本一活気ある町に！」は実現しましたか。人口も年々減ってきて、活気という点から見れば、町内外に「三宅町は活気ありますよ」と自信を持って言えない気がします。町長ご自身のSNSでも発信されていましたが、祝祭日のごみの収集の実施は確かに大きく、喜ばれる方々も大変多いと思いますが、町の活気とはまた違うような気がします。

当初目標にされていて実現したこと、実現したいこと等をお尋ねいたします。

もちろん、何もかもうまくいくというほど簡単でないというのは理解していますが、できていないということに対しては、検証しないと前に進まないなので、その分析は大事なことだと思います。

3年間の成果、3年間でできなかったことを、ご自身なりの分析結果をお聞かせください。重ねて、タウンミーティング、まちづくりトークのよかった点、今後の課題などがあればお聞かせください。

2つ目、町の防犯対策について。

1年前の6月議会でも一般質問させていただきましたが、町の防犯対策についてお聞かせください。防犯カメラについては、さきのタウンミーティング内でも石見駅周辺、但馬駅改札付近、自動販売機などに設置されていると言われていましたが、本当に町全体の防犯という観点からして十分とお考えでしょうか。今後ふやしていこうというお考えはありますか、お聞かせください。

3つ目、グローブ100周年事業についてお尋ねします。

2年後に迫ったグローブ100周年事業、昨年も予算計上されていましたが、ほとんど手つかずだったように思います。今年度も予算計上されていますが、進捗状況などいかがなものでしょうか。町全体として地元産業を守る、発展させる、ひいてはこの産業を一大コンテンツにいて町を内外にPRするということだと思いますが、町に確固たるビジョンがなく、コンサルタントに丸投げの事業ではいけないと感じます。この事業を通じての町長の将来的ビジョンをお聞かせください。

なお、再質問については自席から行わせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 7番、辰巳光則議員のご質問に回答させていただきます。

ご質問の冒頭に述べられました「住民と議会、そして行政がそれぞれの役割を担い奈良県一小さな三宅町を日本一活気あるまちに！」を実現していくため、平成30年3月には、町政運営の羅針盤ともいえる三宅町総合計画を策定し、本計画に基づく諸施策に取り組んでいるところでございます。

就任に当たり、皆様にお約束として掲げておりました3つの施策について申し上げますと、祝祭日のごみ収集の実施は平成29年4月から全域で開始し、恋人の聖地事業の見直しは平成29年8月のタウンミーティングにおいて観光をテーマに意見交換をさせていただき、費用対効果の観点から三宅町の魅力発信に対する私の考えをお伝えした上で、本事業は継続としていきます。学校給食の充実につきましては、平成29年度に真空冷却器の更新、アレルギー用食器の購入を行い、衛生面・安全面の充実を図り、平成30年度には献立ソフトの導入を行い、献立作成と栄養管理、食品成分表示やアレルギーチェックにも対応し、より質の高い給食の提供を図ることができました。

今年度は学校給食地産地消促進事業補助金の増額を行い、新鮮でおいしい地場産給食を提供し、児童への食育と学校給食での地産地消を進め、児童が地元農業への理解を深めるため、県産の農林水産物や加工品を活用し、年6回分の当該食材の購入費の補助を行っております。

次に、町政運営の所信として述べさせていただきました諸施策の成果について述べさせていただきます。

第1、子育てにおいて、児童館・学童施設についてはゼロベースで見直しを行うことを申し上げました。経過については、議員ご承知のとおり、複合施設整備計画としてプロジェクトを進行しているところでございます。

病児保育・病後児保育については、広域的な取り組みが必要なことから、平成29年6月に病後児保育事業に関する協定を田原本町と締結しております。

第2、防災において、地域防災計画の見直しでは、受援要素と業務継続計画に触れ、あざさ苑や文化ホールの位置づけ変更を行うとともに、自助・共助・公助が機能し、災害を最小限に食いとめることを目指すものとしたしました。また、防災情報の伝達手段として、新たに防災行政無線テレホンサービスを導入し、ハード面においても消防団機能の充実に取り組み、詰所・防災倉庫の完成、投光器や救命ボートなど装備品の拡充を行いました。

さらには、本町だけの課題に限らず、大和川流域の自治体として大きな成果を上げることができたのは、ため池の治水利用です。町内全てとなる伴堂池、屏風池、三河池、石見新池

において、農業関係者、水利組合の皆様のご理解とご協力を賜り、本町における大和川流域対策の目標量を大きく上回る230%の7,520立方メートルを達成することができたことに深く感謝をしております。

第3、産業では、次のご質問で詳しくお答えいたしますが、グローブ100周年事業を立ち上げ、本事業を通じて産業全体の活性化につながるよう進めているところでありまして、商工会との連携強化においても、既に本町の恒例行事として内外に定着を見ている三宅noまつりについて、継続的な発展とさらなる充実のため、今年度より行政としての支援を行うことといたしました。

企業誘致活動においては、現在誘致には至っておりませんが、三宅町企業立地促進条例を改正し、新規奨励措置の追加、三宅町商業施設等立地促進条例の改正では、近鉄石見駅周辺地区への商業施設等の立地を促進し、地域のにぎわい創出のため特定区域を設定し、奨励措置の交付要件の緩和を行い、三宅町企業立地のための事業協力促進条例の制定は、土地等所有者に対する奨励措置を整備する制度面での整備を行いました。

ハード面においては、三宅1号線道路整備事業等のインフラ整備に取り組み、三宅インターチェンジ周辺における誘致活動を中心に積極的に行っているところであり、平成28年度から平成30年度の間35社の問い合わせ、平成30年度末において2件が対応中となっております。

一方、農業者の育成については、担い手の確保・育成・支援において、新規就農者1名の確保に取り組み、本町農業指導員を継続して配置し、農業委員会との連携を図り、農業従事者の育成・支援に努めているところであります。

第4、協働では、議員のご質問の結びにございましたように、タウンミーティング、まちづくりトークを開催できたことです。開会の挨拶でもご紹介申し上げましたが、5月のタウンミーティングにご参加いただいた方は、「三宅町のことをもっと知りたい」「行政に自分の意見を伝えたい」というご意見が多く、「大変よかった」「よかった」とお答えいただいた方が9割となっており、本町の文化として根づき始めていると実感しているところであり、今後もさらに広がり充実していくよう、多世代の参加を促すよう情報提供やフィードバックを行ってまいります。

まちづくりに関する包括協定による石見駅周辺のまちづくりは、住民の皆様から将来の石見駅周辺がどうなっていればよいか等の意見をいただくためワークショップを3回開催し、協議を進め、今年度はワークショップの意見をもとに基本構想の修正を行い、町内部で調整

会議をし、県とのワーキング会議を経て、知事等の意見を伺い、基本構想策定を予定しております。

また、石見駅東側植栽帯には、県立高等技術専門校、石見自治会及び町が補助を行い、花壇を設置するための覚書を4月に締結するなど、今後も地域の皆様と協働した石見駅前の町づくりを進めてまいります。

第5、快適では、皆様へのお約束として実施した祝祭日のごみ収集に加え、安心見守り収集、粗大ごみのリクエスト収集、不燃物ごみ収集場所の統一化など、日々の生活に密着した改善に取り組み、ごみ処理の広域化に向けての分別の前倒しをお願いし、説明会を実施するなど丁寧な事前対応に努めております。

なお、まちづくりトークにおいても要望のあった少量ごみ袋については、3月議会において条例の改正のご承認をいただき、準備を進めており、今年度夏から秋ごろまでに販売を始めます。

第6、行政では、大和まほろば広域定住自立圏における連携強化を進めており、今議会においても協定書の変更についてご審議を賜るところでございます。先述にもございましたが、ごみ処理の広域化に向けて山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加し、着実な歩みを進めているところで、同じく住民生活に欠くことのできない水道事業においては、将来のライフライン維持のための最重要課題である磯城郡3町の広域化については、5月23日に議員皆様にご説明いたしましたとおり、磯城郡水道事業広域化基本方針にのっとり、令和3年4月の一部事務組合による事業開始に向けて、県・市町村連携のもと、着実な取り組みを行っているところでございます。

以上、これまでの取り組みについて、当初の目的を達成したもの、現在進めているものを述べさせていただきましたが、第2の子育てに掲げる施策において、病児保育については、既に実施している自治体と広域的に協議を進めるところから始めているところであります。

第4、協働に掲げる施策では、住民の皆様との協働の町づくりを進めていくに当たって、各自治会や町内で活動されている団体への支援の仕組みの見直しについて、引き続き調査研究を進めているところでございます。

2点目の町の防犯対策についてのご質問ですが、防犯や交通安全に関する取り組みの充実を図り、誰もが安心・安全に暮らせる町づくりを進めるため各種施策の展開を図っているところですが、ご質問の防犯カメラにつきましては、石見駅前周辺整備事業において、新たに3台の新設を行い、石見駅前には合計5台、但馬駅前には1台の防犯カメラを設置、運用を行

っております。

また、民間事業者との連携による防犯対策として、従前から太子道沿いに設置している防犯カメラ1台に加え、昨年10月には、本町と公益財団法人奈良県柔道整復師会、奈良ベンダー株式会社の3者において、官・公・民が安全・安心をキーワードに、安全・安心町づくり推進の官公民連携協働に関する協定を締結し、石見駅前ロータリー周辺に防犯カメラつき自動販売機の設置を予定しております。これらの防犯カメラは、犯罪抑止効果を期待できるとともに、捜査関係機関からの照会等の対応などに活用しているところです。

また、地域の自主事業として防犯カメラを設置しておられる事例もあり、住民、関係団体、警察と連携し、引き続き地域防犯意識の向上を図ってまいるとともに、町で設置すべき防犯カメラの増設についても十分な協議を行ってまいります。

関連で申し上げますと、議員からの昨年6月議会において、町の防犯対策についてのご質問に対するご回答の中で、公用車へのドライブレコーダー導入について触れさせていただきましたが、予定の全車に設置を完了しております。

一方、地域の夜間の安全確保及び事故・犯罪の発生を未然に防ぐため、平成30年度から令和2年度までの3年間で街路灯のLED化事業を進めており、従前に比べ格段に明るくなることから、通行の安全性向上と防犯対策強化につながることを期待されているところであり、あわせて事業効果につながるものと考えております。

3点目のグローブ100周年事業についてのご質問ですが、進捗状況などいかがなものでしょうかとお尋ねでございましたが、本年6月に開催の実行委員会総会において、事業計画をご審議していただく予定となっております。この事業を通じて町長の将来ビジョンをお聞かせくださいとお尋ねでございましたが、この事業が我が三宅町の誇れるグローブ・ミット産業が100周年を迎えるに当たり、世界が認める高い技術力とそれを支えてきた人々の苦勞に敬意を表し、その偉業を広く町内外に伝える事業を展開するとともに、技術の継承が100年を迎える節目を町全体でお祝いし、今後、より一層の地場産業の活性化、地域の活性化及び郷土への愛に寄与することを方針としていることから、グローブ100周年事業が終了した後においても、その事業方針を引き継ぎながら、未来につながるような事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます、辰巳議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問がありましたら。

辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 大変丁寧なご回答をありがとうございます。当初考えていた以上に細部にわたって回答いただいていますので、それに対しての聞きたいこと、いっぱいあるんですが、時間の都合上、当初思っていた再質問にさせていただきたいと思います。この回答の時系列からさせてもらいます。

恋人の聖地事業の見直しは、平成29年8月のタウンミーティングにおいて観光をテーマに意見交換をさせていただき、費用対効果の観点から継続ということなんですが、確かにそうやと思います。2,000万ぐらいかけてやったものに対して、年間16万の宣伝広告費で、潰すのはどうかなと思うんですが、一番問題は、じゃ、この2年間、それに対して、あれを使った何らかのPR活動というのはされてきたんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今の質問にお答えさせていただきます。

PR活動という具体的な形というのはないんですが、一応モニュメントを作成したことで、今現在でも、県内外からの恋人の聖地めぐりとかカップルとかそういう方、ウォーキングの方とかがスポットとして訪ねてこられるというような形があって、また、恋人の一応聖地観光協会によるメディア向けの情報発信というのは毎年行われておりますので、そこでの一応PRという活動になっております。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 町長が議員時代に恋人の聖地の費用対効果どうやと、どれぐらい年間来ているんやということをよくお尋ねされていましたよね。今の部長のご回答でしたら、何もしていないけれども、人は来ているよという回答やと思うんですけれども、そうであれば、じゃ、どれぐらいの人が来て、どれぐらいの費用対効果があるのかということをお示ししてもらいたいのと、もちろん何千万かけてやったものですから、それを即座に潰すというのは、僕もそれは賛成ではないんですが、一番問題は、あれを残しているんであれば、いかにお金をかけずにあれをPRして、今、考えられるアイデアを出して、あれをもっと内外にPRできるかということをやっているかということやと思うんですね。今のご回答でしたら、全くその辺がなっていないように思いますので、もう話、堂々めぐりになりますので、今後はちょっとあれを使って、お金をかけずにPRしてもらえようようにしてもらいたいと思います。

それで、回答の中の、じゃ、防災の2番についてなんですが、いろいろご回答いただきましたんですが、町長当初おっしゃられた、防犯の中で、自治体や各種団体と連携し、見守りにもつながる避難行動要支援者名簿を作成するということを言われていたんですが、その辺は作

成はできているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 要支援者名簿、先ほどの防犯というのは防災の関係だと思うんですが、自主防災会のほうで作成をお願いいたしまして、各自治会からの名簿が上がってきております。こちらの分は既にデータ化いたしまして、消防機関への提供等も行っているところでございますけれども、基本的に町のほうで、個人情報でありますので、保管をしている状況であります。ですので、活用につきましては、実際に災害が起きたときにその名簿を活用しながら、各消防機関、警察機関、例えば消防団との連携ということが、今後必要になってまいりますのでございます。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 総務が持っている名簿と長寿介護が持っている名簿が別々で、庁舎内でもそれが一元化できていないというのをお聞きしているんですが、今、消防関係ともと言われていましたが、消防団とかにも来ていないですね。こういう名簿というのは、消防団とか連携して、何かあった場合にも即座に動けるというような名簿になっていないと、名簿をつくったからこれでいいんやということでは、全く体をなしていないと思うんですけれども、今後その辺をもうちょっと大きく情報共有して、何か有事があった場合は、もう即座に要支援者の方には行くという体制はとられる予定でしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 名簿の活用なんですけれども、先ほど申しましたように、自主防災会のほうで取りまとめをいただいて、当然、対象になる方はたくさんおられるんですが、ご自身で情報を出すことについてご同意をされた方が名簿を提供されております。ですので、個人情報の保護の観点からも、今のところ、情報を集めました部分、提出いただきました部分は町として管理をしまして、管理部署というのがありますので、管理をしております。

ですので、今言われました消防団への提供というところなんですけれども、常時からの提供というのは、今現在では難しいというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） 辰巳議員。

○7番（辰巳光則君） 前回、2年前の大雨のときは、自主防災はもうほとんどもう活動していなくて、最終的に次の日に実態を見にいったというようなことをちょっと一部聞いていまして、やっぱりその辺は、今現状これで有事があった際に必ず行かないといけないんで、人道的観点からも情報公開はしてもらいたいというのを、ちょっと個人情報やと言ってしまっ

たら、もうなかなか難しいと思うので、その辺はもうそこにかかわる人間には情報として一元化していて、何かあったときには即座に行くというような対応をとってもらえないでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 町長。

○町長（森田浩司君） その台風のときには、自主防でかなりの活動をしていただいた地区も存在するのは事実です。その中で、町とも連携をして対処していただいたり、ご協力をいただいた部分というのはあるんですけども、本年、地域防災計画の見直しの中で、各種自主防災会であるというところの育成というところに町も積極的にしていく、そして、住民さんには、そういった組織をしっかりと運営していただくということを役割分担を明確にさせていただきました。

その中でも1つお願いしているのは、各自主防災会であったりというところで、地域の中でそういった避難される方というのをふだんから把握に努めていただいたり、地域のつながりというところをふだんから大事にさせていただきたいというふうに、今回の地域防災計画の見直しでさせていただいているところです。

行政として持つべき情報はしっかりと、個人情報に関係もあるところはしっかりと行政が守りながら、地域のつながりの部分というところを、この役割分担としてお願いして、今後、行政も一緒にそういった支援、作成の支援というところもしながら、協働して防犯・防災力というところを高めていきたいというふうに考えております。

○議長（衣川喜憲君） まとめを行ってください。

○7番（辰巳光則君） 1番のまとめでよろしいですか。

○議長（衣川喜憲君） いや。もう全体のまとめ。

○7番（辰巳光則君） 一応11時37分ぐらいから始めましたので、あと7分ぐらいよろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） はい。

○7番（辰巳光則君） 余りにも丁寧なご回答やったんで、2つ目、3つ目のところまでちょっと質問がいかないのがちょっと残念なんですけど、それでは、ちょっと手短かに。

町長が言われている協働の中で、町内のさまざまな団体が行う行事に町職員が参加し、協働による町づくりを進めると言われていたんですが、私が見る限り、この3年間で各自治会の祭りであるとかいろんなところで町職員さんを見ることってほぼほぼなくて、この辺はどうなっているのかなというのが1点と、あと、さっきのまちづくりトーク、タウンミーティ

ングの中で、パワーポイントを使ったQアンドAに対する回答の中で、但馬駅北側の街灯については、ここで設置してほしいということなので、そういうお声を聞いて町はやりましたよというような回答やったと思うんですが、そのタウンミーティングというのは9月にあったんですね。それまでの時は時系列見させてもらったら、全くそういうのは出ていなくて、それを6月の議会で私がそのことを一般質問させてもらっていて、もちろんその場で誰々議員が言うたからとかそういうことは要らないと思うんですが、せめて議会からも出ていましてというような一言をつけといてもらわないと、ほんま議会がすごく軽視されているのかなとちょっと思って、疑問に思いました。

時間もないということなので、次の町の防犯というところ、防犯カメラというところで、石見駅周辺はふえました。また、石見駅周辺の自動販売機もできましたということで、なかなかちょっと通学路であるとかそういうところの安全というのは、今、いろいろ事件があつて、これでは不十分じゃないのかなと思うんですが、ある事例として、大和高田市は、平成28年から平成30年度の3年間で23カ所ふやして計37台の防犯カメラをつけたことにより、刑法犯が約760件から360件、約400件減っています。これの事業というのは、国全体が平成24年に京都の亀岡市で起きた児童の列に乗用車が衝突し、悲惨な事故が発生したことから、通学路における危険な箇所がないかを、緊急合同点検を各市町村に調査するように指示があつて、それによって必要なところはPTA、警察とかで協議してもらったところは、国・県がお金を出しますよということやと思うんですが、奈良県でも奈良県県土マネジメント部道路環境課というところが窓口になっていて、必要であれば55%の補助は受けられるんですけども、三宅町はそれに対して、PTA、警察とかと連携して、この道が危ないから、ちょっと防犯カメラつけたいからという施策はされているんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどのご指摘の中で、町職員を余り行事で見ないという点があったんですけども、積極的に地域の防災訓練等々には参加をさせていただいていますし、また、さまざまな三宅noまつりとかでも参加、職員が来ていただいたり、町主催の行事にも多く家族連れで職員が来たりとかいうところは、最近ふえてきているのかなというふうに感じているところです。

さらに、防犯カメラの設置に関してのご質問ですけども、毎年PTAの方々や先生等々も含めて通学路の安全点検というところをさせていただいて、一緒に歩いて、危険な箇所というところを持ち寄って、会議で議論をさせていただいて、それに基づき、町としてはさま

ざまな安全対策の優先順位をつけながら採用しているところでございます。

また、防犯カメラを町全体にということですが、やはり無計画に必要な箇所からつけていけばいいというのではなく、しっかりと計画的に必要な箇所というところを警察等々とも協議を重ねながら、必要などころ、最終必要な個数等々を検討して、計画的に整備をする必要性もあるかなと思っております。

また、本当に必要な箇所で、地域独自で設置をされているという動きもございます。そういったところも協力をし合いながら、今後考えていく必要性というのがあるのかなというふうに、今、認識しているところでございます。

○議長（衣川喜憲君）　まとめです。

○7番（辰巳光則君）　もう、じゃ、最後にさせていただきます。

今の町長の中で、いろんなところ出ていますよということやっただけですけども、うちの三宅noまつりのときでも、町職員さんは前日の用意のときには出てきてもらっているのは確かですけども、目に見えて、わあ、皆さん出てきてはるなというのはちょっと余り肌で感じなかったんで、質問させていただきました。

防犯カメラについてですが、もちろんやみくもにどこにつけてもということではないと思うんですが、警察本部も言われているのは、今までは事件があつてから動いたのが、今はやっぱり抑止力になるので、事件が起らないようにするというのが一番大事やというように考えています。伊丹市なんかでは、市内に相当数の防犯カメラを置いたことによって、空き巣、ひったくりの軽犯罪がもう飛躍的に落ちていきますので、そのPTAと警察とかと会議するときに、ここには防犯カメラが必要じゃないかというときには、積極的につけてもらえたらと思います。

時間もないようなので、グローブ100周年については、また次回とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君）　辰巳光則君の一般質問を終わります。

---

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（衣川喜憲君）　12時になっておりますが、あと2人ですので、引き続き行います。

続きまして、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○10番（池田年夫君）　議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

昨年4月に、国民健康保険は都道府県と市町村が保険者となりました。公的医療保険の

中で加入者の所得が低いのに保険料が一番高く、滞納者が多いという構造的な危機に直面していると言われていました。

三宅町の場合、平成29年度の決算では、一般被保険者の滞納分の歳入は397万6,146円で、督促手数料の件数は656件となっています。国は1984年の法改正で、自治体保険の総収入の約50%としていた国庫支出金の割合を削減したのを皮切りに、国の財政負担を削り続け、その結果、国庫支出金の割合は現在20%台と半減しています。まず、このことについて、町長のご所見を伺います。

自治体関係団体は国に対し、危機打開のために、国の財政負担を削減抑制するのではなしに、増額するよう繰り返し求めてきました。全国知事会は、2014年に中小企業労働者が加入する協会けんぽ並みに国保料を引き下げるために1兆円の公費投入が必要との試算を示し、公費負担の増額を要望しています。このことについて、町長の所見を伺います。

次に、上牧町では、基金を使って子供に係る国保税の均等割全額免除をことしの3月議会で可決しています。本町も子供を育てやすい町にするためにどうするのか、町長の所見を伺います。

次に、複合施設的设计者選定審査委員会が開かれ、3月15日、25日の結果が町のホームページに掲載されています。入札は何業者で、審査の経過はどのようなものであったのか、金額は幾らか、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員のご質問につきましては、1点目の国民健康保険については住民福祉部長が、2点目の複合施設についてはみやけイノベーション推進部長が回答いたします。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 住民福祉部、岸部でございます。

議長のお許しをいただきましたので、10番、池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険における国の財政負担についてですが、50%の国庫負担については維持されております。昭和59年当時も社会保険診療報酬支払基金からの交付金があり、交付金を除いた負担について、保険税負担50%、県負担が50%と定められております。

平成30年度からの県単位化後も変わっておりません。県が財政を担うことになったため、市町村に交付していた交付金について、県繰入金として処理することとなりましたが、基本

の補助率は変わっておりません。また、保険税負担の50%においても、保険料軽減制度や保険者支援制度及び県単位化による保険税の高騰の激変緩和措置分ほか国費が投入されており、半減しているとのこと指摘は該当しないものと考えます。

次に、協会けんぽ並みの保険税負担とのことですが、協会けんぽは雇用主が保険料の半額を負担しており、現状、国民健康保険税の個人負担が大きいことについては、やむを得ない部分もあると考えます。公費の増額は、制度の維持と被保険者の負担増を避けるため、できる限り要望したいと考えております。

次に、子供に係る国民健康保険税の免除についてですが、子供のための施策については、三宅町の子供全体の福祉につながることを前提として考えております。

また、令和6年度には県統一保険税となることとなっており、計画的に保険税方針を定めて県との合意形成を行っている中、当初の方針にない保険税の引き下げを行うことについては、激変緩和のための交付金について減額のおそれがあることや、統一方針でない限り、時限措置しか行えないこと、また、上牧町は2年間の措置と確認しております。その2年間の施策のために、国民健康保険税のシステム改修費も必要となることから、子供に対する保険税の免除は考えておりません。

以上で、池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 池田議員の2点目の質問、複合施設についてお答えします。

経過につきましては、まず、三宅町複合施設基本設計・実施設計等業務委託プロポーザルを1月11日に公告して募集いたしました。

参加表明は32業者からの応募があり、後日、2業者から辞退の報告がありましたので、計30業者の審査となりました。

業者からは、3月1日期限で技術提案書の提出を受け、3月15日に第1次審査、書類審査を実施し、事務所の実績、担当チームの能力、技術提案書、設計見積価格の内容で審査を行い、30社から5社に絞り込み、3月25日に第2次審査を実施し、5社のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案の妥当性、提案の具体性、取り組み姿勢の内容で審査をした結果、ジオ・グラフィック・デザイン・ラボに決定しました。

なお、設計委託料につきましては、税抜き5,200万円であります。

以上で一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問は。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 今回の国民健康保険についての住民福祉部長が答弁されたわけでありましてけれども、私の認識と真っ向から、十分に認識はしていないというふうに思うわけでありまして。

今、国民健康保険で各市町村でも一般財源から今まで健康保険料を低く抑えるために一般財源から導入しているというところなんかもあるわけですよ。そういうところなんか、なぜそういうことになっているのかというたら、国の出し分が削られてきているというところからそういう事態が起こっているという状態になっているわけです。確かに、被保険者自身がふえてきてそういうことになっている、また、医療費が高くなっているということなんかもあるわけでありましてけれども、そういう認識が全然違うということをもっと申し上げておきたいと思えます。

そこで、平成30年度の国民健康保険の滞納件数、4月末の金額と件数は幾らになるんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 30年度の課税分の4月末の未納額は234万4,000円、滞納世帯数は32件でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） このように、滞納金額についても234万幾らというのも一応出ているわけでありまして。

国保の被保険者の中で中学生までの人数は、また均等割にしたら金額で幾らになるんでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 国保の被保険者の中で中学生以下の人数は94名ですが、資格システムで年齢抽出が可能ですが、保険税のシステムの中では世帯主での課税となり、個人の年齢で抽出する設定がございません。その中で何人が軽減該当かは不明であるため、均等額は不明でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 一応中学生までの人数は一応94名という数字が出たんですけれども、こういう人たちに対する均等割というのか、1世帯に当たって家族で子供が1人生まれれば、

すぐに均等割がその1人分に追加されるという状況になっているわけであります。

そこで、町の国民健康保険の基金については、29年度で1億250万円となっているわけ  
あります。この基金を使ってそういう子供の均等割についての免除というんですか、そうい  
う方向をやっていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、この基金の  
使い道はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 国保の財政調整基金については、令和6年に保険税統一に向  
けて毎年税率アップを求められているところでございます。基金を活用して1年おきの改定  
としているところです。

今年度については、1,001万7,000円を取り崩す予算を組んでおります。昨年度においては、  
1,005万8,000円を取り崩しております。税率改定をしたら、昨年においても取り崩す必要が  
あったためでございます。基金残額は現在9,000万超えありますが、毎年の取り崩しが必要  
とあれば、慎重に使う必要があると考えております。

また、使い道に関しては、三宅町国民健康保険全体の運営に資するための保険事業を展開  
していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 基金について、毎年、国民健康保険会計に繰り入れているという話  
でありますけれども、実際にそれがどのような数字が繰り入れて、保険料がどれだけ下げら  
れているのかという具体的な数字がなかなか見えてこないというのが今の現状ではないでし  
ょうか。

子供の均等割の免除ができないということでありましてけれども、本町のスローガンであり  
ます子供を育てやすい町にしていくためにも、これについては町長の政治判断が必要だと思  
いますけれども、町長の所見はいかがでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 昨年、委員会でも答弁もさせていただいていますように、国保だけ  
の子供たちじゃなく、全体の子供たちの施策というところを考えていく必要性があるというふ  
うに思っていますので、そういったところで子供の施策というのを取り組んでいきたいと思  
っています。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） なかなか子供の均等割の免除というのか、そういう方向になかなか目が行っていないというのが、今の町長の認識だというふうに理解しました。

そして、次に、複合施設の設計者選定審査委員会の結果についてでありますけれども、どうして議会に報告をすることを考えなかったのか。節目節目に議会に報告するということが必要じゃないでしょうか。先ほどの森内議員の質問でも、そういうことがあれば、もっと議員からのそういう不明点が出なかったのではないかというふうに思うんですけれども、そういう報告についてはどうでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応公表のほうにつきましては、ホームページのほうで掲載させていただいて公表という形をとらせていただいております。

予算、決算などについても、決算は結果になってくるんですが、そこでまた委員会のほうで議員さんへの説明と考えております。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 先ほどの森内議員の答弁の中でも、6月末ぐらいには基本設計の案が出てくると、その後にやっぱりその説明されるというような答弁であったわけでありまして、このように、節目節目のときにそれぞれやっぱり説明していけばいいのではないかということはあるんじゃないかと。そうでなければ、住民が知っていて、議会がなかなか知らないということも出てくるのではないかと。ホームページも、見る人と見ない人もおられるわけでありまして、実際、議員自身でも見られないという方もおられるんじゃないかというふうに思うんですけれども、全ての住民が町のホームページを毎日見ているかといえ、そうじゃないというふうに思うんです。だから、やっぱり節目節目に当たってそういう報告していくということは大事ではないかと思えます。

次に、先日、地方創生の事業として補助金が決まったということでありまして、これについては、複合施設にどのくらいの金額が投入されるのでしょうか。それとも、その金額は複合施設だけの金額なのか、答弁をお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 一応今年度の地方創生交付金の対象額6,477万2,000円につきましては、その全額が複合施設に係るものであります。一応、その補助率が2分の1となっておりますので、2分の1の部分が補助金という形になります。

○議長（衣川喜憲君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） このようなことについても、先日のタウンミーティングで地方創生の事業として、また、前の議会の終わった後に町長が地方創生事業としてこれだけの補助金が決まったという報告だけで、それがどのように使われるのかということなどについては、全然そのときも報告はなかったわけでありましてけれども、こういうことについてもきっちり今後やっぱり報告していただきたいというふうに発言して、一般質問を終わります。

○議長（衣川喜憲君） 池田年夫君の一般質問を終わります。

---

◇ 松 本 健 君

○議長（衣川喜憲君） 続きまして、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、4番、松本、質問いたします。

町内の道路維持補修政策について、以下、問います。

三宅町の町道の総延長は約57キロメートルありますが、現在、舗装のひび割れやくぼみにより補修が必要となる箇所はどれくらいあるのでしょうか。

また、その補修必要箇所に対してどのような計画で補修を進めようとしているのでしょうか。

今年度の計画で予定されている部分は、補修必要箇所の何割に相当することになるのでしょうか。

さきの三宅町公共施設等総合管理計画では、総延長57キロメートル、33万平方キロメートルに対して、耐久寿命15年、補修単価4,700円パー平方メートルとして年間1億円の補修費用が必要と試算されています。過去3年間の道路補修の実態と比較してどのようにお考えでしょうか。

また、今年度は、過疎債を充当されて幾らかの予算増があったように思えます。道路補修政策に対して予算増があったように思いますが、過疎債のあるうちに、より思い切った財政投入により補修を進めておくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。町の考えを問います。

なお、自席にて質問はさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 4番、松本議員のご質問につきましては、まちづくり推進部長が回答いたします。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 4番、松本議員のご質問に回答させていただきます。

町道の総延長は約57キロメートルですが、未舗装路部分を除いた舗装済み延長は54キロとなります。舗装のひび割れなどにより補修が必要な箇所については、平成25年、27年度に路面性状調査を行い、MC I 4以下で車線、距離補正値を考慮した延長が15.1キロメートルの補修必要な箇所と現時点では想定しております。

その中でもMC I 3以下の早急な改善が必要な区間が多くある箇所を抽出した道路維持補修計画書により、優先順位を通学路、交通量の多い路線、自治会からの要望とし、国の補助金を最大限活用し、舗装補修を行っております。

平成25年から30年度までに舗装補修が完了した延長は約5.2キロとなりますので、未改修区間が約9.9キロとなります。今年度予定しております舗装補修の延長は約1.1キロですので、補修割合は未改修区間の1割と想定されます。

過去3年の道路改良及び舗装補修完成延長は約2.3キロで、工事費及び委託費で約1億4,600万円となり、主に社会資本備総合交付金を財源として事業を行っております。これを当初予算ベースの予算で示しますと、工事延長4.3キロメートル、工事費及び委託費で2億5,700万となります。この差は、毎年変更となる事業の交付率及び国庫補助率の影響によるものです。ただし、この金額には用地費、補償費、土地鑑定及び登記費用が含まれておりませんので、事業費としてはさらに膨らむこととなります。

議員がお示しされている三宅町公共施設等総合管理計画の管理計画の位置づけにも記載されていますが、本数値は、今後、町が公共施設の整備や再編を推進するための指針でありますので、実質的な計画書と差異が出るものと思っております。

そして、昨年度、道路維持補修計画のシステム構築しましたので、今後、全体的な計画書の見直しを行い、さらに精度が高く無駄のない計画を作成してまいりたいと考えております。

町の舗装維持補修計画の考え方は、冒頭でも述べましたとおり、MC Iの数値が低い箇所が優先され、社会資本整備総合交付金の交付要件に該当し、通学路、交通量、自治会要望等を考慮し計画してまいりたいと考えております。また、今後、MC Iの低い数値が連続する区間が少なくなってくると想定されますので、部分的な舗装の傷みについては、路線としての事業計画を行わず、舗装の部分パッチング等で補修を行い、舗装補修費用の抑制を行いたいと考えております。

過疎債におきましては、本事業の補助金の該当しない部分での費用として活用させていた

だいておりますが、他の道路事業との兼ね合いもございますし、町財政状況等も考慮し事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

これで、松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

松本議員。

○4番（松本 健君） 詳しいご説明ありがとうございました。

要約すると、25年、27年に調査をして、現状15キロメートル補修が必要なところがあるというふうに押さえておられると。過去3年、過去5年、どうさかのぼっても、毎年は大体1キロメートル、1キロぐらいの補修を行っておられる。全体の舗装している距離というのは54キロだと。毎年1キロ直したとしたら、54キロを直すのには54年かかると。54年回せば一とおり全部改修がいくというような数字になります。

一方、上位の計画、三宅町公共施設等総合管理計画、これは指針であって、実際とは変わってきますとの説明でしたが、これでいくと、毎年1億はかけないといけないと、15年で道路は補修しなくちゃいけないという形になっておって、金額予算でいくと、大体毎年質問させていただいていますけれども、道路補修には毎年5,000万ぐらいの金額しかかけておられません。それが、上位の計画では1億と。これは指針ですと。これは、細かな差というよりも、かなり方針的な差であるように思われます。

毎年1キロずつ補修するということと、この上位の計画の毎年、この場合は15年で回すと五十何キロは多分毎年4キロずつぐらい直さないといけないと思うんですけれども、この差は、この違いについてどのように考えておられるか、再度質問いたします。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 先ほど松本議員、15年で回るよとおっしゃいますけれども、道路というのは、車の交通量及び幅員等々の関係で、寿命が30年もつところもあれば、40年もつところもございます。町としては、15年が来たからといって、現状で全部打ちかえることは考えておりません。なおかつ、今やっている舗装の修繕等は、基本的な根本的な道路というのは路床、路体、路盤、舗装というこの区分けがございます。4,700円という数字は、一般的、上側の舗装面だけの数字でございます。現状、積算しましたら、まだそれはちょっと変わってきておりますけれども、私ども、今やっている計画というのは、場合によっては路体、路床の部分まで手を入れて計画しております。

そういうことですので、計画的にやってはきているとは思いますが、調査の結果、

1路線が多額の費用がかかる場合もございます。ただ単に舗装の打ちかえだけで済む場合もありますので、一概に幾らということは、調査した結果でしかわかりませんので、目標としては、先ほど来、1キロを目標とはしておりますけれども、事業費が毎年大きく変わっているのが現状でして、1キロできないときもあれば、1キロできるときもあると。そういうことを考えてやっております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） この1キロと4キロの違いというのは、そういう些細な差ではなくて、方針的な違いのように思うんですけども、この毎年1キロの修繕というのを、二、三年前に全部を見たときには15キロ、すぐに直さなくちゃいけないというところがあったにもかかわらず、今、3分の1、5キロしかできていなくて、あと10キロ残っていて、しかも毎年これから1キロずつやっていきますという計画が、果たしてこの町の持続可能性を、持続可能な計画なのかどうなのか、非常に疑問を感じるんですけども、この違いについては、ということは、今の年間1キロを5,000万ぐらいの費用をかけてやるという計画が、将来性を見ても大丈夫な計画ですというお考えなんですね。再度問います。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 4キロというお話なんですけれども、先ほど申しましたとおり、これからはMC Iの少ないところの連続性が減ります。先ほど文章にしましたとおり、つまり路線として事業計画はしないで、舗装費用の削減ということで、部分的な修繕というふうに変更していきたいと思っております。

以上です。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 再度問いますけれども、年間5,000万というこの道路補修予算というのは、妥当な金額というふうに考えておられるんですね。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 決して妥当な金額であるとは考えておりません。

しかし、先ほど回答で申し上げたとおり、他の事業等々ございますので、そちら等も考えて事業を展開していきたいと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 合意できるポイントができたと思います。やらなくていいというわけ

じゃなくて、やらなくちゃいけないんだろうけれども、必要ないというわけじゃなくて、必要だけでも優先順位的に落ちているところがあるというふうに私は理解しましたけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 決して定額でしていけばいいことやと思っています。言われたとおり、やはり町として道路事業として優先的にしていかなんところはやっぱりありますので、その部分も考慮しながら舗装の維持、補修もしていきたいと考えております。

○議長（衣川喜憲君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 道路維持事業に限ったものじゃなくて、町の全体の予算から考えて、そこには資源を配分すべきなのかどうなのかというのを、やっぱり私たち議会のほうでも確認していきたいと思いますので、次の決算の段階、その次の予算の段階といったところでも、どれぐらいの予算をかけたなら持続可能な道路補修ができるのかという数字をぜひ示していただきたいというふうに考えております。

それから、行政の執行の細かなところに口を出したくはないんですけども、なかなかそういう過疎債とか国の補助とかというのでお金があっても、人もなかなかいないみたいな話もはたからよく聞きはするんですけども、やっぱり人の配置も含めて、外注とか職員さんの働き方なんかも含めて、道路補修の事業が持続可能なようになるように考えていただきたいと思います。

というのは、いろいろ組織変更もあったみたいですけども、今回の回答にも書かれていましたけれども、ちょっとした穴ぼこは職員さんが穴埋めに行くとか、町道の側面の草刈りとかも職員さんが回っておられると。それはそれで大事な仕事だと思いますけれども、やっぱり本来計画的に町道を維持するという観点から見て、何をしなくちゃいけないかというところ、外に出せるものは外に出す、そういうふうな観点で事業計画を立てていただいていると思いますけれども、一層そういう形で進めていただければなと思っています。

続きまして、これ、こういう話をさせていただいたのは、さきのタウンミーティングで住民の方からの質問、質疑があって、その回答に、今、部長さん、町長さん、回答されたと思います。国の補助が出るか出ないかで、実際にやれるかやれないかというのはどうしても変わってくるんですよというニュアンスの回答があったと記憶しております。

これは、ちょっと私、ゆゆしき問題だと思ひまして、組織の中の一従業員さんがそういうことをおっしゃるなら、別にそれはありかもしれないですけども、いみじくも予算を出し

て行政を進めていくという立場の方々の発言としては、ちょっと見過ごすことができないんじゃないかなと感じました。

インフラの維持は、補助のあるなしで決まるんじゃないかと、長期的に見て持続可能かどうかというところから決めるべきことだと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、この先、9月の決算の段階、3月の予算の段階、その段階で、今回の決算でこれだけ計画していたけれどもこれだけしかできなかった。できなかった分は、長い目で見たら問題になるから、次の予算にこうやりますであったり、15年ぐらいのスパンで考えたときに、今度また調査したときに、今の修復しなくちゃいけないというところが残っていたら問題だと思います。ちゃんとその期間期間でやっていくべきことをやっていくという観点で、来年度の予算を出していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

何かあれば。

○議長（衣川喜憲君） 要望ですね、今のは。

松本 健君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査をしていただきたいと思っております。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和元年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、8件の重要案件について慎重審議いただき、全議案のご可決、またご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

開会のご挨拶でも申し上げましたタウンミーティングやまちづくりトークといった取り組みを根づかせ、住民の皆様との直接対話を大切にしながら、住民の代表であり、本町の政策決定を行っていただく議員の皆様とも議論を重ね、ともによりよい町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） これをもちまして、令和元年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 0時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員